

令和6年度重症心身障がい児者 実態把握調査の 結果を踏まえた取組みについて

令和7年10月1日

大阪府福祉部障がい福祉室地域生活支援課

令和6年度重症心身障がい児者実態把握調査 調査結果（概要）

10(12) 相談支援を利用しているか
 「している」と回答した割合

10(1) 介護は無理なくできているか
 「できている」と回答した割合

10(2) 家事・用事は無理なくできているか
 「できている」と回答した割合

10(3) 介護者は休息できているか
 「できている」と回答した割合

	R6 歩ける	H25
児	77.1%	73.9%
者	78.5%	63.4%

	R6 歩ける	R3
児	62.6%	67.4%
者	58.8%	62.0%

	R6 歩ける	R3
児	35.6%	47.8%
者	37.7%	39.4%

	R6 歩ける	R3
児	27.2%	32.6%
者	31.0%	42.3%

13 今後充実を希望するサービスや支援策

	短期入所		訪問看護		生活介護・ 日中一時支援		地域の医療機関		通所事業所		相談支援事業所		グループホーム		施設		職員・スタッフの知識 や技術の向上										
	R6 動ける	H25	R6 動ける	H25	R6 動ける	H25	R6 動ける	H25	R6 動ける	H25	R6 動ける	H25	R6 動ける	H25	R6 動ける	H25	R6 動ける	H25									
児	75.5%	55.4%	67.6%	20.7%	14.1%	20.7%	38.6%	22.8%	61.1%	29.6%	21.7%	28.1%	35.0%	25.0%	39.2%	13.8%	9.8%	20.1%	32.3%	25.0%	18.8%	56.0%	47.8%	43.8%	29.3%	13.0%	33.3%
者	75.0%	46.5%	74.6%	17.3%	9.9%	13.1%	37.2%	22.5%	32.0%	24.4%	16.9%	30.3%	26.9%	8.5%	17.2%	12.8%	12.7%	6.6%	40.4%	29.6%	24.6%	68.6%	54.9%	60.7%	30.1%	12.7%	19.7%

○相談支援の利用は大幅に増加し、無理なく介護ができている割合も6割程度でやや増加傾向にある一方、家事・用事や休息ができると回答した割合は3割前後で横ばいとなっている。

○今後充実を希望するサービスや支援策においては、短期入所が依然として高い回答割合を示しており、次いで施設が高くなっている。またグループホームのニーズが大きく増加している。

⇒医療型短期入所のさらなる拡充の必要性
 ⇒居住支援についての現状把握の必要性

医療的ケアに対応できる事業所等の基盤整備等

○医療的ケアに対応できる事業所等の基盤整備

【医療型短期入所】

- ・ 高度な医療的ケアが必要な重症心身障がい児者を短期入所で受け入れた場合に経費の一部を補助する医療型短期入所支援強化事業実施病院の開拓
- ・ 介護老人保健施設、介護医療院に対して医療型短期入所の実施に向けての働きかけ

○医療的ケアを必要とする重症心身障がい者の居住支援に関するニーズ等の把握

【療養介護】

- ・ 市町村に対して、療養介護の待機者等の実態調査

【グループホーム】

- ・ 医療的ケアに対応しているグループホームへのヒアリング

医療型短期入所事業所の 整備について

医療型短期入所事業所の整備

(1) 既存の医療型短期入所事業所への働きかけ

医療型短期入所を実施している以下の病院や施設に対して、医療型短期入所に要する病床・稼働率の拡大を働きかける。

- ① 医療型短期入所を実施している療養介護施設や医療型障がい児入所施設（主に社会福祉法人で実施）
- ② 「大阪府医療型短期入所支援強化事業」の実施病院（主に（社会）医療法人・社会福祉法人・地方独立行政法人等で実施）

(2) 既存施設等における医療型短期入所事業所の新規開拓

医療型短期入所の実施にあたって、以下の医療提供施設等に事業実施を働きかける。

- ① 病院及び有床診療所
- ② 介護老人保健施設及び介護医療院

(3) 医療型短期入所事業所の新設にかかる支援

特例有床診療所制度を活用した新設のための支援を行う。

大阪府の医療型短期入所事業所の整備について、
「大阪府福祉部医療型短期入所事業整備基本方針」を策定し公表

医療型短期入所事業所の整備

○進捗

(2) 既存施設等における医療型短期入所事業所の新規開拓

他府県での実践を踏まえ、介護老人保健施設を対象とした新規開拓を進めるため、大阪介護老人保健施設協会のブロック長会議にて制度を告知し、事業への参入を働きかけた。

(3) 医療型短期入所事業所の新設にかかる支援

特例有床診療所開設に係る大阪府基準の緩和

大阪府内は既存病床数が基準病床数を上回る「病床過剰」の状態にあるため、有床診療所の開設や増床は、原則できない



令和7年6月3日の大阪府医療審議会において、特例有床診療所開設に係る大阪府基準に「医療型短期入所を行うための病床を必要とする診療所」が追加された

→ 今後は、事業者からの相談に応じて事業所の新設に向けた支援を行う

居住支援に関するニーズ等の把握について

療養介護の現状

○市町村に対する待機者調査

- ・ 令和6年度実施の実態把握調査において「身近な地域で入所できる施設の新設」が短期入所に次ぐニーズ（特に医療的ケア者において顕著）
- ・ 希望とする声は多いものの、具体的な不足量や希望する理由等については不明
→医療的ケアに対応しており、重症心身障がい者が対象となる療養介護の現状について実態把握を行う

【調査対象】府内43市町村

【調査目的】利用状況や待機者の実態を量的に検証するとともに、ニーズや利用の背景にある医療的ケア者とその家族の状況を大まかに把握する

【調査内容】自市町村内の支給決定対象者における、療養介護の利用者数や利用希望者数、利用希望理由 など（全9問）

【実施時期】令和7年9月（現在回答回収中）

グループホームの現状

○事業所ヒアリング

グループホームにおいて、後天的に胃ろうが必要となった医療的ケア者を受け入れた事業者に対するヒアリング（令和7年7月実施）

【課題】

- ・知的障がいの方を対象としたグループホームであったため、医療的ケアの経験のない職員が不安を感じた結果、1か月に複数人が退職することとなった。
- ・「重度」という言葉を聞くと、命にかかるリスクを責任をもって受け入れることに対して不安を感じる支援者も少なくない。

【工夫】

- ・市と調整のうえ重度訪問介護の特例措置を活用し、グループホームに一定期間ヘルパーを導入。世話人にケアの技能や声かけの方法を学んでもらうことで、スキルアップ及びモチベーション向上を図った。
- ・支援目標を「ご本人の自尊心を支える」ことに設定し、支援や活動を行った結果、障がい自体にも一定の回復傾向が見られた。